消防消第 426 号 令和5年12月25日

各都道府県消防防災主管部長 殿東京消防庁・各指定都市消防長

> 消防庁消防·救急課長 (公印省略)

消防水利の基準の一部を改正する件の公布について

平素より、消防防災行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申 し上げます。

今般、消防庁においては、令和4年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和4年12月20日閣議決定)を受けて、消防水利の基準(昭和39年消防 庁告示第7号)第3条で定める消火栓を設置する水道配管の管径基準を地域の 実情に応じた緩和ができるよう、「消防水利の基準の緩和に向けた意見聴取 会」を開催し、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討を行った結果、一定 の要件を満たした場合において水道配管を減径できるとの結論に至り、消防水 利の基準の一部を改正する件(令和5年消防庁告示第19号。以下「改正告 示」という。)が、別添のとおり告示されましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとと もに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理 する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対しても、この旨周知されるようお 願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 告示改正内容
- (1) 水道配管の減径について(第3条第3項新設)

消火栓を設置する水道配管については、解析及び実測を行い、消火栓の取水可能水量が毎分1立方メートル以上であることを確認できれば、管の直径を75ミリメートル以上とすることができること。

また、この場合、地域の実情に応じた、消火活動に必要な水量の供給に支 障のないように留意しなければならないこと。

- (2) 第3条第2項ただし書の規定により減径できる対象の明確化 今回、第3条第3項が新設されたことに伴い、第3条第2項ただし書の規 定により、従来から減径することができた管の対象を明確化したこと。
- 2 施行期日令和6年4月1日
- 3 その他 今回の改正告示に係る運用については、年度内に別途通知する予定

【問合せ先】

総務省消防庁 消防・救急課 警防係 藤江消防水利専門官、神戸係長、小泉事務官

TEL: 03-5253-7522

E-mail: keibou@ml. soumu. go. jp

○消防庁告示第十九号

消 防 法 昭昭 和二十三年 法 律 第 百 八十六号) 第二十 · 条 第 項 \mathcal{O} 規 定に 基 づ き、 消 防 水 利 \mathcal{O} 基 準 昭 和

三十九年消防庁告示第七号)の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十五日

消防庁長官 原 邦彰

を付 は 規定とし \mathcal{O} 傍 次 線 これを加える。 した規定 \mathcal{O} を 表に て移る 付 ょ し た り、 動 (以 下 Ĺ 部 改 分のように改 改正 正 「対象規定」という。 前 欄 後 に 欄に掲げる対象規定で改正 · 掲 め、 げ る規 改 正 定 前 \mathcal{O} 欄 傍 は、 及 線 び を付 改 改 正 正 L 前欄 前欄 た 部 後 欄 にこれ に掲げ に 分をこれに 対応して , に対. る対象規定を改正 対 掲げるその 応するものを掲げて 応する改 標 正 後欄 記 後 欄 部 に 分 に · 掲 に二 ١ ر 掲 げ な げ ζ) る 重 る b 一傍線 対 規 象 定 \mathcal{O}

	4				3			2	笹	
備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[始]	要な水量の供給に支障のないように留意しなければならない。	において、消火栓の位置その他の消防水利の状況を勘案し、地域の実情に応じた消火活動に必	あると認められるときは、管の直径を七十五ミリメートル以上とすることができる。この場合	前項の規定にかかわらず、解析及び実測により、取水可能水量が毎分一立方メートル以上で	ている場合は、管網の管の直径を七十五ミリメートル以上とすることができる。	られていなければならない。ただし、管網の一辺が百八十メートル以下となるように配管され	1 消火栓は、呼称六十五の口径を有するもので、直径百五十ミリメートル以上の管に取り付け 2	第三条 [略]	改正後
	〒 [厄斗]				[新設]	ている場合は、七十五ミリメートル以上とすることができる。	られていなければならない。ただし、管網の一辺が百八十メートル以下となるように配管され	2 消火栓は、呼称六十五の口径を有するもので、直径百五十ミリメートル以上の管に取り付け	第三条 [同上]	改 正 前

附

則